

# (長期継続契約) 佐久市グループウェアシステム導入および運用保守業務 仕様書

## 1 業務名

(長期継続契約) 佐久市グループウェアシステム導入および運用保守業務

## 2 目的

佐久市の働き方の改善、情報共有・コミュニケーションの円滑化と電子化のために、新たなグループウェアシステムを導入し、業務の効率化による職員の生産性および市民サービスの向上を促進するとともに、経年的な費用の削減と安定的な運用管理を実現することを目的とする。

## 3 業務の概要

本業務の概要は次の通りとする

- (1) グループウェアシステムの導入・運用保守を行う
- (2) 上記システムの導入あたり、必要に応じてネットワークの構築を行う。

## 4 契約期間およびスケジュール

契約日から令和12年1月31日まで

契約締結日の翌日から令和7年1月までを構築期間とし、令和7年1月より一部部署で試験運用を開始する。

本稼働を開始するのは、令和7年2月とする。

## 5 システム要件

- (1) システム利用者数

ア	正規職員	1,000
イ	会計年度任用職員（勤怠管理）	900
- (2) グループウェアシステムには以下の機能を搭載していること。

ア	管理機能
イ	電子メール

- ウ オンラインビデオ会議
- エ チャット
- オ ToDo管理
- カ 共有ストレージ
- キ スケジュール管理
- ク 掲示板
- ケ 組織連絡帳
- コ ワークフロー
- サ 勤怠管理

(3) システム機能要件（別紙「グループウェアシステム機能要件一覧」を参照）

- ア 庁内ネットワーク（L G W A N接続系およびインターネット系）から利用可能なグループウェアシステムであること。
- イ 正規職員が利用するグループウェアについては別紙「グループウェアシステム機能要件一覧」に記載の要件をすべて満たすこと。
- ウ 会計年度任用職員が利用するグループウェアについては別紙「グループウェアシステム機能要件一覧」のうち、勤怠管理に関する要件を満たすこと。

(4) 導入・運用支援について

- ア グループウェアシステムの導入にあたり、各機能の初期設定・セキュリティ設定等の支援を行うこと。
- イ 職員の異動に対するシステム管理者の対応に係る作業負担が軽減する運用方法の提案および支援を行うこと。
- ウ グループウェアシステムのワークフローの機能の初期設定および運用にあたり、市で使用している既存の申請フローおよび新規申請フローに沿ったワークフロー作成において、契約期間において合計50フローについて構築支援を行うこと。契約期間における各年度の構築支援フロー数については市と協議の上、決定するものとする。
- エ 必要に応じて複数回来庁し、導入の支援を行うこと。
- オ 無償で利用できる専用のサポート窓口を設けていること。

サポート窓口は土日、祝日、年末年始を除く9:00～18:00で対応できること。窓口対応ができない日時がある場合は市と事前に協議の上、調整を行うこととする。

カ 問い合わせはメールと電話の両方で対応できるようにすること。

キ 研修を実施すること。

管理者向けおよび利用者向けの研修を用意し、研修の形態はオフライン・オンラインの両方に対応ができること。

ク セキュリティ診断を実施すること。

本稼働後のグループウェアシステムのセキュリティ設定等に問題がないか確認を行うためのセキュリティ診断を令和7年度および令和9年度に1回ずつ、計2回実施すること。

## 6 ネットワーク構築

- (1) オンプレミス環境ではなくクラウドサービスにてグループウェアを導入する場合、庁内ネットワーク（L GWAN接続系）とグループウェアをセキュアに接続できるようネットワーク構築を行うこと。構築にあたっては別紙「ネットワーク機能要件一覧」に記載の要件を全て満たす構成とすること。
- (2) 必要な機器の調達、設置、費用についても本業務範囲として含めること。
- (3) 本業務のために構築したネットワークおよび導入した機器の保守運用は、既存の庁内ネットワーク保守事業者へ引き継ぐため、運用 / 保守事業者へ引き継ぎを 受託者の責任において行うこと。

## 7 提出書類

- (1) グループウェアの構築完了後に以下の書類を電子データで提出すること。ただし、ウについてはWeb閲覧が可能なよう対応することも可とする。
  - ア グループウェアシステム設定項目一覧
  - イ グループウェアシステムに登録したユーザー一覧
  - ウ グループウェアの各機能における利用・運用マニュアル
- (2) ネットワークの設計構築が必要となる場合には、構築完了後に以下の書類を電子データで提出すること。
  - ア ネットワーク構築基本設計書
  - イ 詳細設計書（ポート表兼パラメータシート）

- ウ セグメント管理表
- エ ネットワーク構成図（既存を修正したもの）
- オ ラック図（既存を修正したもの）
- カ 試験仕様書兼結果報告書
- キ 運用設計及び運用手順書

## 8 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。また、基幹となるグループウェアシステムの導入と運用保守（別紙「グループウェアシステム機能要件一覧」の「その他」を除く項目）においては受託事業者が実施をすることとし、再委託を禁止する。

ただし、一部（ネットワーク構築を含む上記以外に関する部分）については市と協議の上、再委託することができる。

### (2) 情報セキュリティの確保及び個人情報の取り扱いについて

受託者は、情報資産の保護及び個人情報の保護の重要性を認識し、本業務の実施に当たっては、佐久市情報セキュリティポリシー等、関連する法令及び例規を遵守するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。なお、再委託先事業者及び協力事業者においても本項の遵守を徹底すること。

## 9 その他

- (1) 仕様書に定めのない事項については、市と受託事業者の双方協議の上、決定するものとする。
- (2) 仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議し決定の上、対応するものとする。